

令和 5 年 3 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

## 目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第 1 号	太田市教育委員会委員任命の同意について	1
2	議案第 2 号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	2
3	議案第 3 号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	3
4	議案第 4 号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	4
5	議案第 5 号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	5
6	議案第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
7	議案第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	7
8	議案第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	8
9	議案第 9 号	令和 4 年度太田市一般会計補正予算（第 9 号）について	9 (別冊)
10	議案第 10 号	令和 4 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
11	議案第 11 号	令和 4 年度太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
12	議案第 12 号	令和 4 年度太田市下水道事業等会計補正予算（第 3 号）について	
13	議案第 13 号	令和 5 年度太田市一般会計予算について	10 (別冊)
14	議案第 14 号	令和 5 年度太田市国民健康保険特別会計予算について	
15	議案第 15 号	令和 5 年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について	
16	議案第 16 号	令和 5 年度太田市八王子山墓園特別会計予算について	

## 目 次

番号	議案番号	件名	ページ
17	議案第17号	令和5年度太田市介護保険特別会計予算について	10 (別冊)
18	議案第18号	令和5年度太田市太陽光発電事業特別会計予算について	
19	議案第19号	令和5年度太田市下水道事業等会計予算について	
20	議案第20号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	11
21	議案第21号	太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	13
22	議案第22号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	21
23	議案第23号	太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	22
24	議案第24号	太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	23
25	議案第25号	太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	24
26	議案第26号	太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	25
27	議案第27号	太田市債権管理条例の一部改正について	26
28	議案第28号	太田市体育施設条例の一部改正について	27
29	議案第29号	太田市長寿祝金条例の一部改正について	29
30	議案第30号	太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について	30
31	議案第31号	太田市第3子以降出産祝金支給条例の廃止について	33
32	議案第32号	太田市国民健康保険条例の一部改正について	34

## 目 次

番号	議案番号	件名	ページ
33	議案第33号	太田市新田緑のリサイクルセンター条例の廃止について	35
34	議案第34号	太田市農村環境改善センター条例の廃止について	36
35	議案第35号	太田市手数料条例の一部改正について	37
36	議案第36号	太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について	41
37	議案第37号	太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について	43
38	議案第38号	太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例の制定について	48
39	議案第39号	太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について	51
40	議案第40号	太田市下水道条例の一部改正について	52
41	議案第41号	太田市コミュニティ・プラント条例の一部改正について	54
42	議案第42号	太田市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	57
43	議案第43号	太田市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正について	60
44	議案第44号	町の区域の変更について	63
45	議案第45号	財産の取得について	68
46	議案第46号	財産の処分について	71
47	議案第47号	財産の無償譲渡について	74
48	議案第48号	市道路線の廃止及び認定について	76

## 目 次

番号	議案番号	件名	ページ
49	議案第49号	(仮称)太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の変更について	81
50	議案第50号	太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約の変更について	83

## 議案第1号

### 太田市教育委員会委員任命の同意について

太田市教育委員会委員池田光男は、令和5年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第2号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員相澤一彦は、令和5年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第3号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員大島孝之は、令和5年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第4号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員塚越澄夫は、令和5年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第5号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員高橋渡は、令和5年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第6号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員木村早苗は、令和5年6月30日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第7号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員栗原伸次は、令和5年6月30日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

## 議案第8号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員坂本壽枝は、令和5年6月30日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 9号 令和4年度太田市一般会計補正予算（第9号）について 別冊

議案第10号 令和4年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第11号 令和4年度太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第12号 令和4年度太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について 別冊

- 議案第13号 令和5年度太田市一般会計予算について 別冊
- 議案第14号 令和5年度太田市国民健康保険特別会計予算について  
別冊
- 議案第15号 令和5年度太田市後期高齢者医療特別会計予算につい  
て 別冊
- 議案第16号 令和5年度太田市八王子山墓園特別会計予算について  
別冊
- 議案第17号 令和5年度太田市介護保険特別会計予算について 別  
冊
- 議案第18号 令和5年度太田市太陽光発電事業特別会計予算につい  
て 別冊
- 議案第19号 令和5年度太田市下水道事業等会計予算について 別  
冊

## 議案第20号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）  
の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条  
第1項の規定により、次のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体  
間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定によ  
り、議会の議決を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書  
群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合  
規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

### 記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約  
群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の5の項中「桐生地域医療組合」を「桐生地  
域医療企業団」に、「群馬東部水道企業団」を「群馬東部水道企業団 吾  
妻環境施設組合」に改める。

#### 附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施  
行する。

2 改正後の別表第2の5の項（吾妻環境施設組合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に吾妻環境施設組合の職員（群馬県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成11年群馬県市町村総合事務組合条例第3号）第2条に規定する職員に該当する者に限る。）が公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合（施行日前の公務又は通勤による負傷又は疾病により施行日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を除く。）におけるこれらの災害に係る同表の5の項左欄の事務について適用する。

## 議案第21号

太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率

的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年太田市条例第52号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定

により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、特定任期付職員給料表（別表）を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は規則で定める。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を市長等の給与に関する条例（平成17年太田市条例第64号）第2条第2号に規定する副市長の給料の月額に相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての太田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年太田市条例第66号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和5年太田市条例第 号。以下「任期

		付職員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。以下同じ。)
第19条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第19条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第8条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の

		勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第32条第2項	第5条第1項から第8項まで及び第12条	第12条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第9条 給与条例第4条から第5条の2まで、第9条、第10条、第12条から第14条まで及び第30条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第21条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和5年太田市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第1項中「管理

職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下この項及び第32条第1項において同じ。）が」と、給与条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

（規則への委任）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

（単位：円）

号給	給料月額
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

## 議案第22号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年太田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（再任用職員を除く。）」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員  
第11条第1号中「（再任用職員を除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第23号

太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
について

太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年太田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第24号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年太田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和5年太田市条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり規則で定める時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第25号

太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
太田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第5  
3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条  
例（令和5年太田市条例第 号）第4条第3項の規定により任期  
を定めて採用された短時間勤務職員

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第6  
号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第26号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第27号

太田市債権管理条例の一部改正について  
太田市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市債権管理条例の一部を改正する条例  
太田市債権管理条例（令和3年太田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第28号

太田市体育施設条例の一部改正について  
 太田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市体育施設条例の一部を改正する条例

太田市体育施設条例（平成17年太田市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表第1 太田体育施設の部太田市運動公園競技施設の項の次に次のように加える。

太田市第2サッカー・ラグビー場	太田市龍舞町1619番地1
-----------------	---------------

別表第2中

「

卓球	1台 1時間	100円	(イ) 卓球は、卓球室及び小体育室での利用とする。
トレーニング室	1人 1回	高校生以下 150円 その他の者 300円	

を

(5) 太田市サン・スポーツランド

」

「

卓球	1台 1時間	100円	(イ) 卓球は、卓球室及び小体育室での利用とする。
トレーニング室	1人 1回	高校生以下 150円 その他の者 300円	

(5) 太田市第2サッカー・ラグビー場

に、

単位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	備考
1面 1時間	600円	1,800円	照明料は、1時間につき1面当たり3,

000円とする。

(6) 太田市サン・スポーツランド

」  
「(6) 太田市渡良瀬スポーツ広場」を「(7) 太田市渡良瀬スポーツ広場」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第29号

太田市長寿祝金条例の一部改正について  
太田市長寿祝金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市長寿祝金条例の一部を改正する条例  
太田市長寿祝金条例（平成17年太田市条例第164号）の一部を  
次のように改正する。

第2条第1号中「75歳、80歳、85歳、90歳又は95歳」を  
「77歳又は88歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第30号

太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について  
太田市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例  
太田市保育士修学資金貸付条例（平成29年太田市条例第16号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び本人と同一の世帯に属する者」を削る。

第8条中「取り消すものとする」を「取り消し、その旨を当該貸付決定を受けた者に通知するものとする」に改める。

第10条に次の4項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が同項第3号の事由により同項の規定による修学資金の返還の猶予を受けている場合で、その者が市内の保育所等を退職することになり、規則で定める期間のうちに市内の保育所等に保育士として再就職する意思を有すると市長が認めるときは、退職日の翌日から再就職日の前日又は規則で定める期間の満了日のいずれか早い日まで、当該修学資金の返還を猶予することができる。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が同項の規定による修学資金の返還の猶予を受けている場合で、規則で定める期間のうちに市内の保育所等に保育士として再就職したときは、当該保育所等に保育士として勤務している

(当該保育所等における人事異動等の事由により、本人の意思によらず、市外の保育所等又は保育所等以外の施設等に勤務している場合を含む。)間、当該修学資金の返還を猶予することができる。

- 4 第2項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者が前項の規定による修学資金の返還の猶予を受けている場合で、市内の保育所等を退職することになり、規則で定める期間のうちに市内の保育所等に保育士として再就職する意思を有すると市長が認めるときについて準用し、以後その者が当該市内の保育所等を退職することになり、規則で定める期間のうちに市内の保育所等に保育士として再就職する意思を有すると市長が認めるときについても同様とする。
- 5 第3項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者が前項の規定による修学資金の返還の猶予を受けている場合で、規則で定める期間のうちに市内の保育所等に保育士として再就職したときについて準用し、以後その者が当該市内の保育所等を退職することになり、規則で定める期間のうちに市内の保育所等に保育士として再就職したときについても同様とする。

第11条第1項第1号中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「場合」の次に「又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の返還の猶予を受けている場合」を加え、「その期間が5年」を「それらの期間の合計が60月」に改め、同項第2号中「前条第1号若しくは第3号の事由により同条」を「前条」に改め、同条第2項中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「場合」の次に「又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の返還の猶予を受けていた場合」を加え、「その期間が2年以上5年未満」を「それらの期間の合計が24月以上60月未満」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

## 議案第31号

太田市第3子以降出産祝金支給条例の廃止について  
太田市第3子以降出産祝金支給条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市第3子以降出産祝金支給条例を廃止する条例  
太田市第3子以降出産祝金支給条例（平成17年太田市条例第158号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに第3子以降（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしている者を除く。）のうちその出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の子をいう。）を出産した者に係る出産祝金の支給については、なお従前の例による。

## 議案第32号

太田市国民健康保険条例の一部改正について  
太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
太田市国民健康保険条例（平成17年太田市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改め、同項ただし書中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

## 議案第33号

太田市新田緑のリサイクルセンター条例の廃止について  
太田市新田緑のリサイクルセンター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市新田緑のリサイクルセンター条例を廃止する条例  
太田市新田緑のリサイクルセンター条例（平成17年太田市条例第184号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第34号

太田市農村環境改善センター条例の廃止について  
太田市農村環境改善センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市農村環境改善センター条例を廃止する条例  
太田市農村環境改善センター条例（平成17年太田市条例第190号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第35号

太田市手数料条例の一部改正について  
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

### 太田市手数料条例の一部を改正する条例

太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表建築基準法第51条ただし書（建築基準法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
---	---------

別表第6 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
---	----------

別表第6中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
---------------------------------------	----------

別表第6中「第85条第5項の規定に基づく仮設建築物」を「第85条第6項の規定に基づく仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に、「第85条第6項の規定に基づく仮設建築物」を「第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等」に、「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項から建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の項までを次のように改める。

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするもの。以下次において同じ。）の数が1である場合	78,000円
	建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするもの。以下次において同じ。）の数が1である場合	238,000円
	建築物の数が2以上である場合	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物について増築等をするもの。以下次において同じ。）の数が1である場合	238,000円
	建築物の数が2以上である場合	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

別表第6中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項第1号の建築計画概要書、同項第2号の築造計画概要書、同項第3号の定期調査報告概要書、同項第4号の定期検査報告概要書、同項第5号の処分等概要書及び同項第6号の全体計画概要書の写しの交付の項を次のように改める。

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項各号に掲げる書類（同項第7号の指定道路図及び同項第8号の指定道路調書（建築基準法第42条第1項第1号から第3号まで、同条第2項及び第3項の規定による道路に係るものに限る。）を除く。）の写しの交付	1件につき300円
--	-----------

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第6の改正規定（「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「第85条第5項の規定に基づく仮設建築物」を「第85条第6項の規定に基づく仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に、「第85条第6項の規定に基づく仮設建築物」を「第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等」

に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める部分及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項第1号の建築計画概要書、同項第2号の築造計画概要書、同項第3号の定期調査報告概要書、同項第4号の定期検査報告概要書、同項第5号の処分等概要書及び同項第6号の全体計画概要書の写しの交付の項を改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## 議案第36号

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年太田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合計額

ア 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

第2条第1項第3号ア中「住宅」を「住宅の部分」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「住宅以外の部分」に改め、「33,000円に、」を削り、同項第4号アを次のように改める。

ア 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 第2号に規定する額

第2条第1項第4号イ中「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消

費量を算出しない共同住宅である建築物にあつては（ア）及び（ウ）に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては」を削り、同号ウを次のように改める。

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第37号

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係  
手数料条例の一部改正について

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料  
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係  
手数料条例の一部を改正する条例

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料  
条例（平成28年太田市条例第40号）の一部を次のように改正す  
る。

第1条の2第1項本文中「第1条第1項第1号イに規定する基準」  
の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「消  
費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係  
る基準等」に改め、同項ただし書中「消費性能基準標準入力法に係る  
基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

第2条第1項第1号中「同表の第2欄に掲げる額」を「省令第10  
条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規  
定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用さ  
れる建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ  
（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用され  
る建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額」に改め、同項第2号を  
次のように改める。

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。） 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。）にあつてはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

第2条第1項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅部分」に改め、同号イ（ア）中「同表の第2欄に掲げる額」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額」に改め、同号イ（イ）中「基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を「基準又は同条ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ（イ）」に改め、同項第4号中「が共同住宅」を「が共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸」を「住宅部分」に、「第2号ア（）」を「第2号（同号ア及びイの規定を）」に改め、同号イ中「住宅部分が」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に、「それ」を「それら」に改め、同号イ（ア）中「同表の第2欄に掲げる額」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては

同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額」に改め、同号イ（ウ）中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住戸及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ（ウ）」に改め、同項第5号中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

第1号	省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア、第3号イ（ア）及び第4号イ（ア）	誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ（イ）	第2欄	第4欄
第3号イ（イ）	省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」	同表の第4欄

	という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄

第2条第4項中「第35条第2項」の次に「(法第36条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第3条第1項第1号中「基準(以下「性能基準」を「基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同項第2号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「に係る基準」を「又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同号イ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項第4号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア及びイ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同号ウ及び同項第5号中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第2項の表第1号の項中「基準(以下「性能基準」を「基準又は同号ただし書に規定する

方法による基準（以下「性能基準等」に、「同号イ（２）（ｉ）」を「同号イ（２）」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同表第２号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第１条第１項第２号イ（２）（ii）及びロ（２）」に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。）を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第２号イ及び第４号イの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第３号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「に係る基準」を「又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同表第３号イの項中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第４号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第４号ウ及び第５号の項中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 令和４年１０月１日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第３５条第１項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第３６条第１項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、この条例による改正後の第２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第38号

太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例の制定について

太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市が徴収する公共下水道事業に係る区域外接続について受益者から徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外接続 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する許可を受けて排水施設を設け、法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（以下「予定処理区域」という。）となっていない区域から、市の公共下水道の排水施設に汚水を排除することをいう。
- (2) 受益者 区域外接続に係る土地の所有者（当該土地が地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために

設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。)の目的となっている場合は、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人)をいう。ただし、地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人と当該土地の所有者が協議して分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を市長に申し出た場合は、当該定められた者をいう。

(行為の許可)

第3条 受益者は、区域外接続をしようとするときは、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 排水施設を設ける場所を表示した平面図

(2) 排水施設の配置及び構造を表示した図面

(分担金の額)

第4条 受益者から徴収する分担金の額は、太田市下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年太田市条例第230号。以下「負担条例」という。)第4条に規定する負担金の額に相当する額とする。

(分担金の徴収方法)

第5条 市長は、前条の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、その額その他必要な事項を受益者に通知しなければならない。

2 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(分担金の減免)

第6条 負担条例第8条の規定は、分担金の減額又は免除について準用する。

(予定処理区域への編入に伴う措置)

第7条 第5条第2項の規定により分担金の徴収をした対象の土地が、予定処理区域として定められた場合の当該土地についての負担条

例第1条に規定する負担金は、これを免除する。

(排水施設の帰属)

第8条 設置された排水施設のうち次に掲げる施設は、受益者から市に帰属させる旨の同意を得た上で、太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）第16条第1項に規定する検査の完了後、市に帰属する。

(1) 公共下水道に接続した管渠<sup>きよ</sup>及び公共ます

(2) 敷設した排水施設のうち市長が必要と認めるもの

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第39号

太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について  
太田市公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例  
太田市公共下水道事業設置条例（平成17年太田市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の中央第1処理区の項中「17, 680」を「12, 250」に改め、同表の中央第2処理区の項中「37, 290」を「43, 460」に、「1, 039.4」を「1, 113.3」に改め、同表の西邑楽処理区の項中「10, 620」を「14, 340」に改め、同表の佐波処理区の項中「1, 264」を「1, 010」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第40号

太田市下水道条例の一部改正について  
太田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

### 太田市下水道条例の一部を改正する条例

太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「口座振替又は納入通知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」に改める。

第26条第1項中「使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額」を「次項の規定により算定した使用月ごとに使用者が排除した汚水の量から第3項の規定により算定した各月に排除された汚水の量を基に、次の表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改め、同項の表を次のように改める。

排除した汚水の量に対する使用料		
用途区分	排除した汚水の量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートルから 10立方メートルまでの分	110円
	10立方メートルを	120円

	超え 2 5 立方メートルまでの分	
	2 5 立方メートルを超え 1 5 0 立方メートルまでの分	1 3 0 円
	1 5 0 立方メートルを超え 2 5 0 立方メートルまでの分	1 4 0 円
	2 5 0 立方メートルを超える分	1 5 0 円
湯屋用	1 立方メートルにつき	4 1 円

第 2 6 条第 2 項中「使用者が排除した」を「前項の使用月ごとに使用者が排除した」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「排除した」を「使用した」に改め、同条第 3 項第 1 号中「使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日（以下「定例日」という）」を「隔月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号中「定例日」の次に「（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が毎月定めた日をいう。以下同じ。）」を加え、同項第 3 号中「規定による定例日」を「隔月の定例日又は毎月の定例日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の第 2 6 条第 1 項の規定は、令和 6 年 6 月以後に算定した使用料から適用し、同月前に算定した使用料については、なお従前の例による。

## 議案第41号

太田市コミュニティ・プラント条例の一部改正について  
太田市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例  
太田市コミュニティ・プラント条例（平成17年太田市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 使用月 コミュニティ・プラント使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

第7条第1項中「市長は」の次に「、コミュニティ・プラントの使用について」を加え、「コミュニティ・プラントの」を削り、同条第2項中「口座振替又は納入通知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」に改める。

第8条第1項中「使用月ごとに使用者が排除した汚水の量1立方メートルにつき101円として算定した額に、100分の110を乗じて得た額」を「次項の規定により算定した使用月ごとに使用者が排除した汚水の量から第3項の規定により算定した各月に排除された汚水の量を基に、次の表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改め、同項に次の表を加える。

排除した汚水の量に対する使用料		
用途区分	排除した汚水の量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートルから10立方メートルまでの分	110円
	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分	120円
	25立方メートルを超え150立方メートルまでの分	130円
	150立方メートルを超え250立方メートルまでの分	140円
	250立方メートルを超える分	150円

第8条第2項各号列記以外の部分中「使用者が」を「前項の使用月ごとに使用者が」に改め、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

第8条第2項第2号中「使用水量は」を「当該使用水量は」に改め、同条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日（以下「定例日」という）」を「隔月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「定例日」の次に「（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が毎月定めた日をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「規定による定例

日」を「隔月の定例日又は毎月の定例日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、令和6年6月以後に算定した使用料から適用し、同月前に算定した使用料については、なお従前の例による。

## 議案第42号

太田市農業集落排水処理施設条例の一部改正について  
太田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
太田市農業集落排水処理施設条例（平成17年太田市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (5) 使用月 排水処理施設使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

第7条第1項中「市長は」の次に「、排水処理施設の使用について」を加え、「排水処理施設の」を削り、同条第2項中「口座振替又は納入通知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」に改める。

第8条第1項中「使用月ごとに使用者が排除した汚水の量1立方メートルにつき101円として算定した額に100分の110を乗じて得た額」を「次条の規定により算定した使用月ごとに使用者が排除した汚水の量から次項の規定により算定した各月に排除された汚水の量を基に、次の表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改め、同項に次の表を加える。

排除した汚水の量に対する使用料
-----------------

用途区分	排除した汚水の量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートルから 10立方メートルまでの分	110円
	10立方メートルを 超え25立方メートルまでの分	120円
	25立方メートルを 超え150立方メートルまでの分	130円
	150立方メートルを 超え250立方メートルまでの分	140円
	250立方メートルを 超える分	150円

第8条第2項第1号中「使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日（以下「定例日」という）」を「隔月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「定例日」の次に「（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が毎月定めた日をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「規定による定例日」を「隔月の定例日又は毎月の定例日」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「使用者が」を「前条の使用月ごとに使用者が」に、「次のとおりとする」を「次に定めるところによる」に改め、同条第1号に次のただし書を加える。

ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

第9条第2号中「使用水量は」を「当該使用水量は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、令和6年6月以後に算定した使用料から適用し、同月前に算定した使用料については、なお従前の例による。

## 議案第43号

太田市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正について  
太田市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例  
太田市戸別浄化槽の整備に関する条例（平成17年太田市条例第3  
10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 使用月 戸別浄化槽使用料徴収の便宜上区分されたおおむね  
2月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

第9条第2項中「納付期日」を「納期」に改める。

第15条第1項中「市長は」の次に「、戸別浄化槽の使用について」  
を加え、「戸別浄化槽の」を削り、同条第2項中「口座振替又は納入通  
知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による  
納付の方法」に改める。

第16条第1項中「使用月ごとに使用者が排除した汚水の量1立方  
メートルにつき101円として算定した額に100分の110を乗じ  
て得た額」を「次条の規定により算定した使用月ごとに使用者が排除  
した汚水の量から次項の規定により算定した各月に排除された汚水の  
量を基に、次の表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方  
消費税に相当する額を加えた額」に改め、同項に次の表を加える。

排除した汚水の量に対する使用料		
用途区分	排除した汚水の量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートルから10立方メートルまでの分	110円
	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分	120円
	25立方メートルを超え150立方メートルまでの分	130円
	150立方メートルを超え250立方メートルまでの分	140円
	250立方メートルを超える分	150円

第16第2項第1号中「使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日（以下「定例日」という）」を「隔月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「定例日」の次に「（使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が毎月定めた日をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「規定による定例日」を「隔月の定例日又は毎月の定例日」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「使用者が」を「前条第1項の使用月ごとに使用者が」に改め、同条第1号に次のただし書を加える。

ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

第17条第2号中「使用水量は」を「当該使用水量は」に改める。

第18条第1項中「納付期日」を「納期限」に、「徴収するものとする」を「徴収する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第18条第2項中「延滞金の確定金額に」を「前3項の規定により計算された延滞金の額に」に、「延滞金の確定金額が」を「当該延滞金の額が」に、「その金額」を「その全額」に、「切り捨てるものとする」を「切り捨てる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる料金の額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、当該料金の額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (使用料の算定に関する経過措置)

- 2 改正後の第16条第1項の規定は、令和6年6月以後に算定した使用料から適用し、同月前に算定した使用料については、なお従前の例による。

##### (延滞金に関する経過措置)

- 3 改正後の第18条の規定は、令和5年4月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

## 議案第44号

### 町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

なお、この町の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

## 変更調書

町	地番
西矢島町	92の4
高林寿町	607の36、1838の5
東矢島町	278の一部、279の3の一部、280の一部、284の一部、285の一部、286の2の一部、287の2、289の2、300の1の一部、300の2の一部、751の2の一部、754の1の一部、754の2の一部、807の1の一部、815の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び市有地の一部を含む。）を南矢島町に変更する。

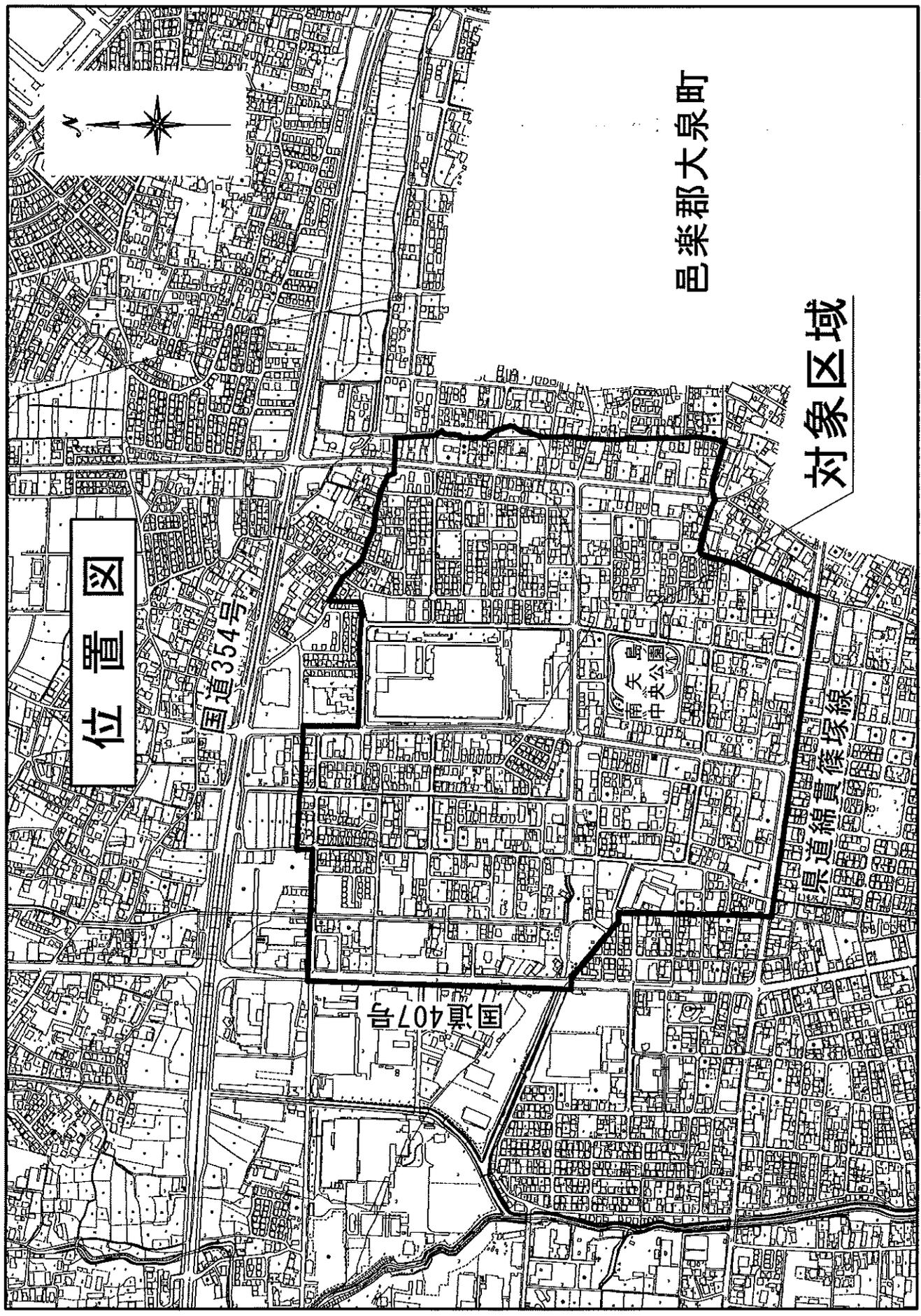
町	地番
南矢島町	<p>63の一部、64の一部、66の1の一部、66の2の一部、66の3、66の4、67の一部、68の1から68の3までの各一部、69、70、71の1から71の6まで、71の7の一部、72の1から72の4までの各一部、74の2、76、77、216の2、217の2、218の2、219の2、220の2、221の2、224の2、225の2、227の2、230の2、231の2、238の2、311の2、312の2、314の2、315の3、327の1、乙328、330の1から330の10まで、331の1の一部、332の4の一部、344から346までの各一部、347、348の1、348の2の一部、349の1の一部、349の2の一部、712の3の一部、712の5の一部、712の6の一部、717の3から717の5まで、718の2、718の3、719の2、719の3、721の2の一部、742の2の一部、744の1から744の3までの各一部、745の2の一部、746の2の一部、748の1の一部、748の2、748の3、748の5、748の6、749の1の一部、749の3から749の5までの各一部、750の2の一部、751の1の一部、751の3の一部、751の4、751の5、752の1から752の4まで、808の1、808の2から808の4までの各一部、809の1、809の3の一部、814の1、815の1、815の4、815の6、815の7の一部、817の1の一部、817の5、818の1の一部、818の2、828の3の一部、828の6の一部、828の12の一部、896の1の一部、899の1の一部、900の1の一部、903の1の一部、908の3の一部、908の6の一部、910の3の一部、910の4の一部、913の5の一部、913の10の一部</p>

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の一部を含む。）を東矢島町に変更する。

邑楽郡大泉町

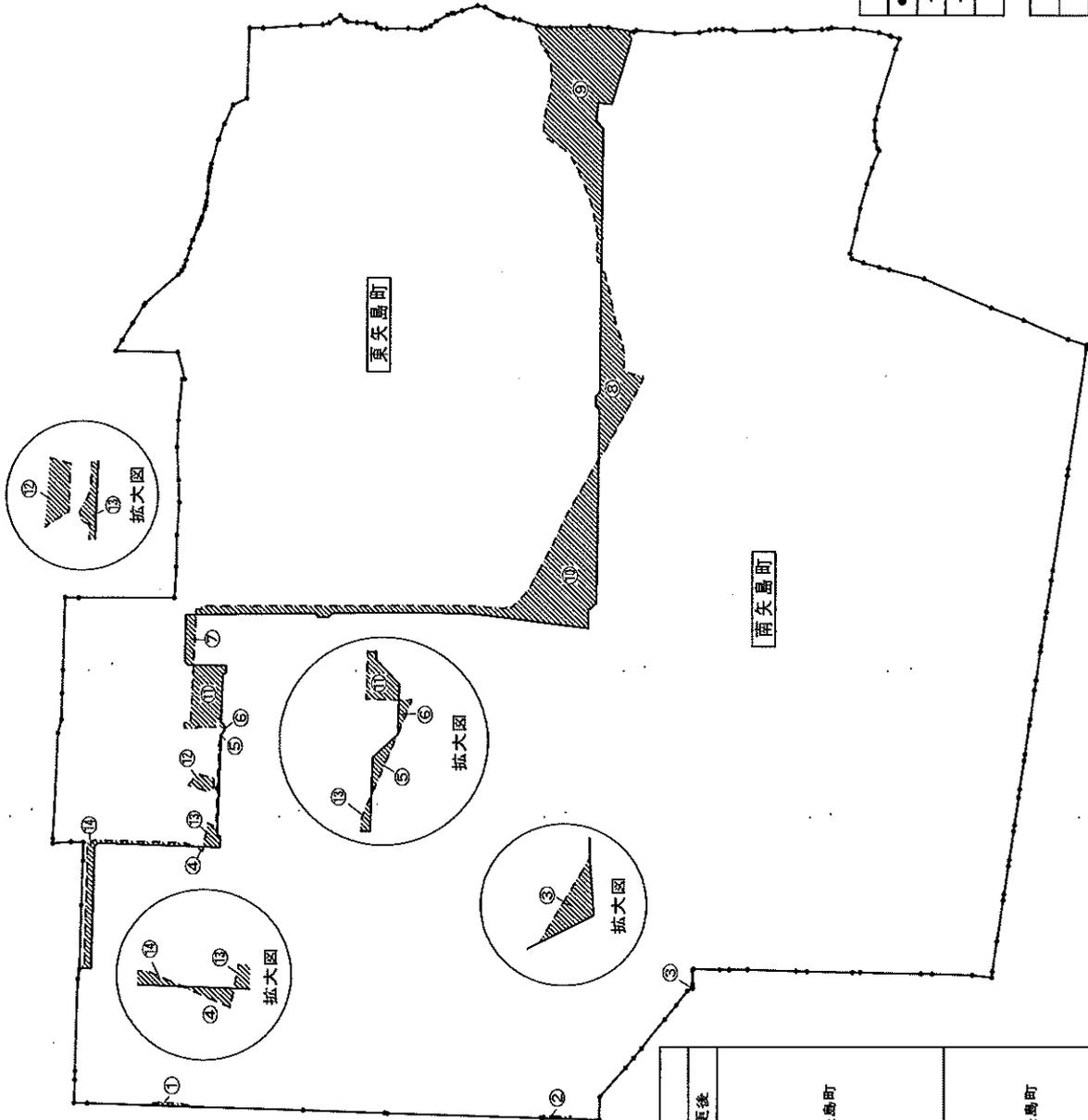
対象区域

位置図





# 変更概要図



凡 例	
●	区域界
—	町区域界(変更後)
- - -	町区域界(変更前)
①	区域番号

変更区域凡例	
着色	名称
□	同
▨	異

## 新旧対照表

変更区域の番号	町名	
	変更前	変更後
①	西矢島町	南矢島町
②	南林舞町	
③		
④		東矢島町
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		南矢島町
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		

## 議案第45号

### 財産の取得について

次のとおり水槽付ポンプ自動車を取得するものとする。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産   | 水槽付ポンプ自動車Ⅱ型 1台   |
| 2 | 取得の目的  | 消防業務の充実強化を図るため   |
| 3 | 取得予定価格 | 67,485,770円  |
| 4 | 取得の方法  | 指名競争入札   |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階<br>株式会社モリタ東京支店<br>支店長 山北 忠 司 |

## 財産の取得について附属資料

### 1 取得財産の概要

5.5トン級増トン仕様消防ポンプ自動車専用シャシをベースに、消火活動に必要なインデューサー一段ボリュートポンプを搭載し、圧縮空気泡消火装置及び各種消防資機材を搭載する。

型 式：日野レンジャー消防車

2KG-GX2AGBF-DMGBAV

エンジン：直列4気筒直接噴射式、最高出力240PS以上

総排気量：5.123L

駆動方式：四輪駆動方式

変速装置：電子制御式フルオートトランスミッション

放水圧力：0.85MPaにおいて放水量毎分2.0m<sup>3</sup>以上

### 2 契約履行期間

契約締結の日から

令和6年3月29日まで

### 3 配置先

東部消防署

### 4 指名競争入札指名業者

小池株式会社

株式会社佐藤工業所

ジーエムいちはら工業株式会社

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所

長野ポンプ株式会社東京営業所

日本機械工業株式会社本社営業部

温井自動車工業株式会社  
株式会社モリタ東京支店

## 議案第46号

### 財産の処分について

次のとおり財産を処分するものとする。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

### 1 処分する財産

#### (1) 土地

所在等	地目	地積
太田市安良岡町51番1	学校用地	19,761 m <sup>2</sup>
太田市安良岡町51番15	雑種地	184 m <sup>2</sup>
太田市安良岡町244番4	学校用地	200 m <sup>2</sup>
太田市安良岡町249番2	学校用地	731 m <sup>2</sup>
太田市安良岡町259番9	学校用地	72 m <sup>2</sup>
太田市東長岡町1390番2	学校用地	4,734 m <sup>2</sup>

#### (2) 建物

ア 旧太田市立葦川西小学校

所在地 太田市安良岡町51番地

名称	構造	延床面積
校舎1	鉄筋コンクリート造3階建	2,612.44 m <sup>2</sup>
校舎2	鉄筋コンクリート造3階建	1,866.80 m <sup>2</sup>
学校体育館	鉄骨造1階建	817.00 m <sup>2</sup>
給食室	鉄骨造1階建	175.00 m <sup>2</sup>
寮舎・宿舎	木造1階建	89.00 m <sup>2</sup>
倉庫1	鉄骨造1階建	26.00 m <sup>2</sup>

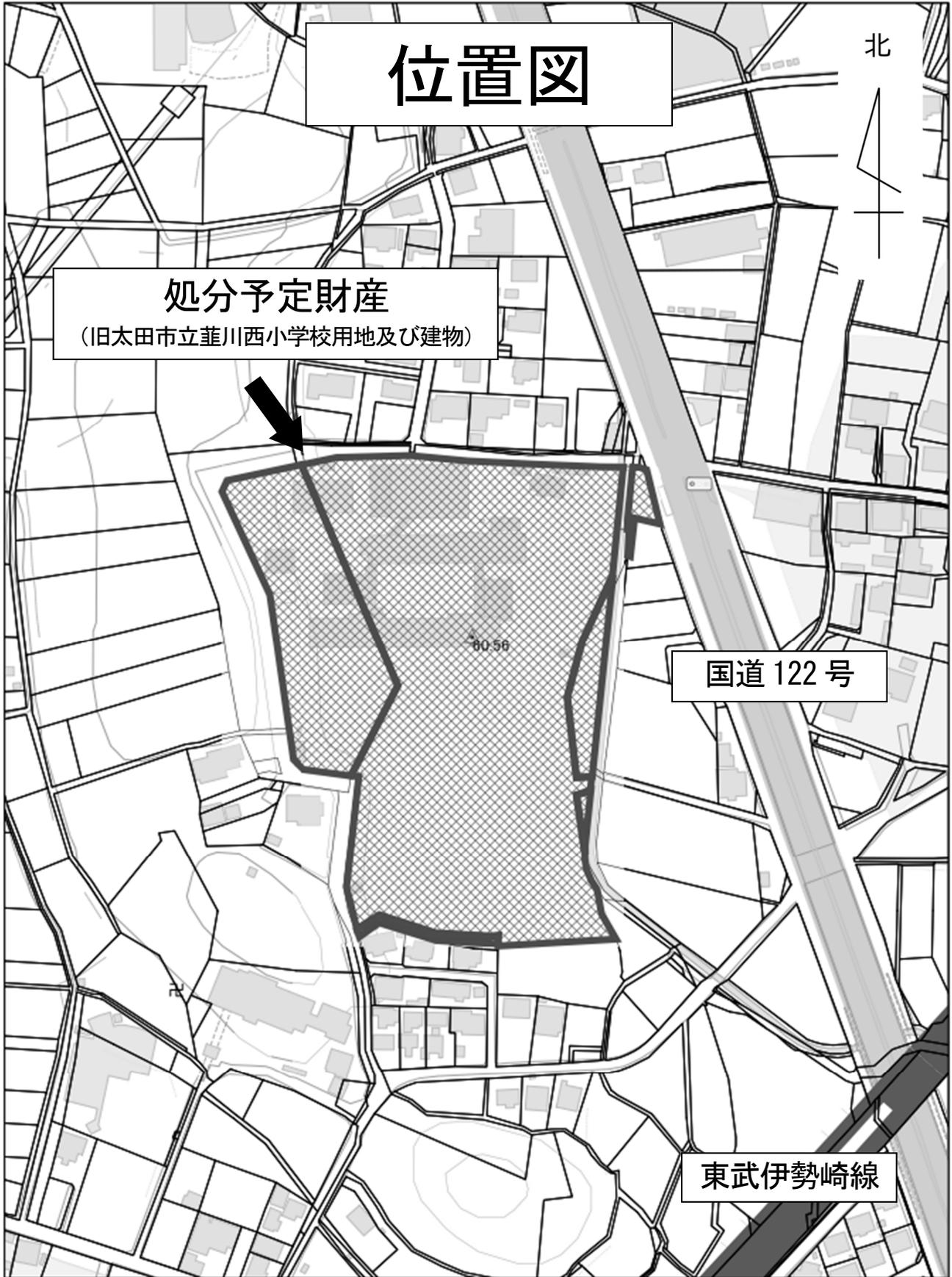
倉庫2	鉄骨造1階建	26.00m <sup>2</sup>
危険物倉庫	コンクリートブロック造1階建	5.00m <sup>2</sup>
便所	コンクリートブロック造1階建	7.00m <sup>2</sup>

イ 旧太田市葦川西小放課後児童クラブ

所在地 太田市安良岡町51番地

名称	構造	延床面積
旧葦川西小放課後児童クラブ室	鉄骨造1階建	99.37m <sup>2</sup>

- 2 処分予定価格 180,010,000円
- 3 処分の方法 旧葦川西小学校跡地利用に係る公募型プロポーザルにおける優先交渉権者との随意契約
- 4 契約の相手方 太田市東長岡町1361番地  
学校法人太田アカデミー  
理事長 田 鶴 志 郎



議案第47号

財産の無償譲渡について

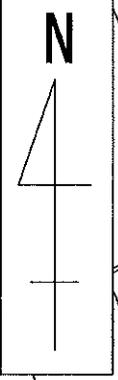
次のとおり建物及び土地を無償で譲渡するものとする。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 建物の名称 太田市農村環境改善センター
- 2 建物の所在 太田市新野町314番地1、310番地1、  
311番地1、313番地
- 3 構造及び延床面積 (1) 鉄筋コンクリート・鉄骨造スレートぶき  
2階建 1, 279.14㎡  
(2) 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建  
42.00㎡
- 4 土地の所在等 太田市新野町310番1ほか7筆
- 5 地目及び地積 宅地 4, 214.23㎡
- 6 譲渡の相手方 太田市新野町320番1  
太田市農業協同組合  
代表理事組合長 天 笠 淳 家
- 7 譲渡の期日 令和5年4月1日

# 位置図



譲渡予定建物

譲渡予定地

蛇川親水公園



## 議案第48号

### 市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

## 廃止路線

番号	整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
			終	点	
1	12-509	太田古戸鳥居前509号線	太田市 古戸町442番1	地先	なし
			太田市 古戸町443番1	地先	
2	12-510	太田古戸鳥居前510号線	太田市 古戸町430番1	地先	なし
			太田市 古戸町437番1	地先	
3	12-511	太田古戸鳥居前511号線	太田市 古戸町468番1	地先	なし
			太田市 古戸町440番1	地先	
4	12-512	太田古戸鳥居前512号線	太田市 古戸町453番1	地先	なし
			太田市 古戸町440番1	地先	
5	12-826	太田東矢島大場島826号線	太田市 飯塚町613番1	地先	なし
			太田市 飯塚町613番1	地先	
6	14-92	太田菅塩西山92号線	太田市 菅塩町1297番23	地先	なし
			太田市 菅塩町1297番8	地先	
7	14-93	太田菅塩西山93号線	太田市 菅塩町1296番	地先	なし
			太田市 菅塩町1297番10	地先	
8	14-94	太田菅塩西山94号線	太田市 菅塩町乙1294番	地先	なし
			太田市 菅塩町1294番4	地先	
9	16-141	太田吉沢流作場141号線	太田市 丸山町1370番	地先	なし
			太田市 丸山町1375番	地先	
10	16-150	太田吉沢七日市150号線	太田市 丸山町1242番	地先	なし
			太田市 丸山町1235番	地先	
11	16-648	太田割田東新町648号線	太田市 上小林町38番1	地先	なし
			太田市 東新町258番	地先	
12	16-733	太田富若神明京733号線	太田市 富若町131番14	地先	なし
			太田市 富若町131番1	地先	
13	16-734	太田富若神明京734号線	太田市 富若町467番16	地先	なし
			太田市 富若町467番1	地先	
14	16-736	太田富若神明京736号線	太田市 富若町472番9	地先	なし
			太田市 富若町40番12	地先	
15	16-737	太田富若神明京737号線	太田市 富若町473番1	地先	なし
			太田市 富若町472番1	地先	
16	21-53	新田東西53号線	太田市 新田木崎町柄717番2	地先	なし
			太田市 新田木崎町柄702番1	地先	
17	32-158	尾島中部158号線	太田市 安養寺町乙52番	地先	なし
			太田市 安養寺町41番	地先	
18	32-159	尾島中部159号線	太田市 安養寺町乙52番	地先	なし
			太田市 安養寺町甲52番	地先	
19	32-178	尾島中部178号線	太田市 安養寺町515番3	地先	なし
			太田市 安養寺町511番2	地先	

## 認定路線

番号	整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
			終	点	
1	12-1440	太田飯塚町1440号線	太田市 飯塚町993番3	地先	なし
			太田市 東別所町466番3	地先	
2	12-1441	太田飯塚町1441号線	太田市 飯塚町988番5	地先	なし
			太田市 飯塚町988番23	地先	
3	12-1442	太田飯塚町1442号線	太田市 飯塚町40番10	地先	なし
			太田市 飯塚町40番18	地先	
4	12-1443	太田飯塚町1443号線	太田市 飯塚町613番7	地先	なし
			太田市 飯塚町613番9	地先	
5	12-1444	太田飯塚町1444号線	太田市 飯塚町613番12	地先	なし
			太田市 飯塚町617番7	地先	
6	12-1445	太田飯塚町1445号線	太田市 飯塚町617番2	地先	なし
			太田市 飯塚町613番4	地先	
7	12-1446	太田飯塚町1446号線	太田市 東矢島町1260番2	地先	なし
			太田市 東矢島町1249番1	地先	
8	12-1447	太田東矢島町1447号線	太田市 東矢島町1155番4	地先	なし
			太田市 東矢島町1155番6	地先	
9	12-1448	太田東矢島町1448号線	太田市 東矢島町1155番12	地先	なし
			太田市 東矢島町1155番21	地先	
10	12-1449	太田東矢島町1449号線	太田市 東矢島町1157番31	地先	なし
			太田市 東矢島町1157番13	地先	
11	12-1450	太田東矢島町1450号線	太田市 東矢島町1157番7	地先	なし
			太田市 東矢島町1157番26	地先	
12	12-1451	太田東矢島町1451号線	太田市 東矢島町1157番22	地先	なし
			太田市 東矢島町1157番19	地先	
13	12-1452	太田東矢島町1452号線	太田市 東矢島町1157番10	地先	なし
			太田市 東矢島町1157番13	地先	
14	12-1453	太田東矢島町1453号線	太田市 東矢島町1244番10	地先	なし
			太田市 東矢島町1244番20	地先	
15	12-1454	太田東矢島町1454号線	太田市 東矢島町1244番25	地先	なし
			太田市 東矢島町1244番31	地先	
16	12-1455	太田東矢島町1455号線	太田市 東矢島町1244番34	地先	なし
			太田市 東矢島町1244番19	地先	
17	12-1456	太田東矢島町1456号線	太田市 東矢島町1277番22	地先	なし
			太田市 東矢島町1277番23	地先	
18	12-1457	太田東矢島町1457号線	太田市 東矢島町1277番77	地先	なし
			太田市 東矢島町1277番82	地先	
19	12-1458	太田東矢島町1458号線	太田市 東矢島町1277番25	地先	なし
			太田市 東矢島町1277番24	地先	
20	12-1459	太田東矢島町1459号線	太田市 東矢島町1277番50	地先	なし
			太田市 東矢島町1277番48	地先	

## 認定路線

番号	整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
			終	点	
21	12-1460	太田東矢島町1460号線	太田市 東矢島町1277番57	地先	なし
			太田市 東矢島町1277番55	地先	
22	12-1461	太田東矢島町1461号線	太田市 東矢島町1277番63	地先	なし
			太田市 東矢島町1277番61	地先	
23	12-1462	太田東矢島町1462号線	太田市 東矢島町1231番6	地先	なし
			太田市 東矢島町1231番1	地先	
24	12-1463	太田東矢島町1463号線	太田市 東矢島町1342番1	地先	なし
			太田市 東矢島町1342番1	地先	
25	12-1464	太田東矢島町1464号線	太田市 東矢島町1031番5	地先	なし
			太田市 東矢島町1031番13	地先	
26	12-1465	太田東別所町1465号線	太田市 東別所町210番1	地先	なし
			太田市 東別所町216番7	地先	
27	12-1466	太田東別所町1466号線	太田市 東別所町349番28	地先	なし
			太田市 東別所町350番17	地先	
28	12-1467	太田東別所町1467号線	太田市 東別所町350番13	地先	なし
			太田市 東別所町350番15	地先	
29	12-1468	太田内ヶ島町1468号線	太田市 内ヶ島町1000番7	地先	なし
			太田市 内ヶ島町1000番17	地先	
30	12-1469	太田龍舞町1469号線	太田市 龍舞町805番7	地先	なし
			太田市 龍舞町805番9	地先	
31	12-1470	太田龍舞町1470号線	太田市 龍舞町1898番9	地先	なし
			太田市 龍舞町1898番12	地先	
32	12-1471	太田下浜田町1471号線	太田市 下浜田町202番1	地先	なし
			太田市 下浜田町200番1	地先	
33	12-1472	太田古戸町1472号線	太田市 古戸町239番2	地先	なし
			太田市 古戸町239番2	地先	
34	12-1473	太田岩瀬川町1473号線	太田市 岩瀬川町195番15	地先	なし
			太田市 岩瀬川町195番13	地先	
35	12-1474	太田飯塚町1474号線	太田市 飯塚町208番1	地先	なし
			太田市 飯塚町208番1	地先	
36	13-1328	太田下田島町1328号線	太田市 下田島町1232番12	地先	なし
			太田市 下田島町1232番11	地先	
37	14-1541	太田鳥山下町1541号線	太田市 鳥山下町853番15	地先	なし
			太田市 鳥山下町853番17	地先	
38	14-1542	太田脇屋町1542号線	太田市 脇屋町819番1	地先	なし
			太田市 脇屋町799番4	地先	
39	14-1543	太田脇屋町1543号線	太田市 脇屋町791番1	地先	なし
			太田市 脇屋町791番1	地先	
40	16-1285	太田市場町1285号線	太田市 市場町748番3	地先	なし
			太田市 市場町748番3	地先	

## 認定路線

番号	整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地	
			終 点		
41	16-1286	太田市場町1286号線	太田市 市場町677番23	地先	なし
			太田市 市場町677番23	地先	
42	16-1287	太田市場町1287号線	太田市 市場町677番15	地先	なし
			太田市 市場町677番15	地先	
43	16-1288	太田東今泉町1288号線	太田市 東今泉町385番1	地先	なし
			太田市 東今泉町391番3	地先	
44	16-1289	太田丸山町1289号線	太田市 丸山町1305番	地先	なし
			太田市 丸山町1352番	地先	
45	16-1290	太田丸山町1290号線	太田市 丸山町1242番	地先	なし
			太田市 丸山町1219番	地先	
46	16-1291	太田東新町1291号線	太田市 東新町194番	地先	なし
			太田市 東新町194番	地先	
47	16-1292	太田上小林町富若町1292号線	太田市 上小林町38番4	地先	なし
			太田市 富若町483番7	地先	
48	16-1293	太田富若町1293号線	太田市 富若町472番9	地先	なし
			太田市 富若町35番11	地先	
49	21-792	新田東西792号線	太田市 新田木崎町700番2	地先	なし
			太田市 新田木崎町695番3	地先	
50	32-483	尾島中部483号線	太田市 亀岡町552番7	地先	なし
			太田市 亀岡町552番10	地先	
51	44-688	藪塚本町第四688号線	太田市 藪塚町2952番3	地先	なし
			太田市 藪塚町2952番22	地先	

## 議案第49号

(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の変更について

令和3年6月18日議案第77号により議決を経て締結し、令和4年6月17日議案第56号により議決を経てその一部を変更した(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

事項名	変更前	変更後
契約金額	7,598,140,000円	7,667,990,000円

(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の変更に  
ついて附属資料

1 変更理由

- (1) (仮称)太田市運動公園市民体育館建設工事の施工を進める中、当初設計で想定していなかった、既存トイレの解体におけるアスベストの処理及び照明塔の支持杭<sup>くい</sup>撤去等の発生による対応並びに施設の安全・安心な管理運営を行うための監視カメラ設備及び電気錠設備の増設を行う必要があるため。
- (2) 当該施工の段階で請負業者と協議・検討した結果、各種仕上げ、納まり等の変更を行う必要が生じたため。

2 契約の相手方

太田市飯田町1547番地OTAスクエアビル7F

関東・梓特定建設工事共同企業体

代表者

関東建設工業株式会社

代表取締役 高橋 明

3 当初契約金額

7, 199, 940, 000円

## 議案第50号

太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約  
の変更について

令和3年6月18日議案第76号により議決を経て締結し、令和4年3月24日専決処分によりその一部を変更した太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年2月10日提出

太田市長 清水 聖 義

事項名	変更前	変更後
契約金額	209,055,000円	216,436,000円

## 太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約 の変更について附属資料

### 1 変更理由

- (1) 施設内のマンホールから放流先のマンホールまでをつなぐ污水管を推進工法で施工するに当たり、土質がN値0から4までと緩い粘性土及び砂質粘性土であり、地山の崩壊等のおそれがあることから、地盤強化の対策として、薬剤注入を行う必要があるため。
- (2) 施設内のマンホールを施工するに当たり、樹木の根が支障となることから、当該樹木の伐採及び伐根を行う必要があるため。
- (3) マンホールポンプ側の緊急信号を施設側の操作機器で受信する必要があることから、ケーブル等の配線を行う必要があるため。

### 2 契約の相手方

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

JFE環境テクノロジー株式会社

代表取締役 崎山芳行

### 3 当初契約金額

197,274,000円